

セクシュアルハラスメント等による 精神障害の労災相談窓口の開設について

秋田労働局では、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災保険給付等について、相談窓口を開設しております。

● 相談内容

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のストレスに起因する精神障害に関して、保険給付の内容や請求手続き、労災認定基準等の相談に応じます。

● 相談対応者

臨床心理士の資格を持った専門調査員が対応します。相談内容に応じては労働局職員も同席します。

● 相談日時・場所

- * 相談日時 : 毎月第2月曜日 9時～12時／13時～16時
 - ※ 原則第2月曜日としておりますが、変更になる場合がありますので、事前に電話等でお問い合わせの上、予約をお願いいたします。
- * 相談場所 : 秋田労働局 労働基準部労災補償課
 - ※ 相談室での対応によりプライバシーを保護します。
- * 電話での相談も行っておりますので、ご利用ください。

● お問い合わせ先

秋田労働局労働基準部労災補償課
電話 : 018-883-4275

令和7年度 精神障害労災請求相談日

年月日
令和7年4月14日
令和7年5月12日
令和7年6月9日
令和7年7月14日
令和7年8月18日
令和7年9月8日
令和7年10月20日
令和7年11月10日
令和7年12月8日
令和8年1月19日
令和8年2月9日
令和8年3月9日